

『生命保険料控除制度』の改正について

平成22年度税制改正にともない生命保険料控除制度が改正されます。改正後の新たな生命保険料控除制度（以下、「新制度」といいます。また、現行の生命保険料控除制度を「旧制度」といいます。）は、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等に適用されます。なお、本内容は平成24年6月現在の税制に基づく内容です。

1. 制度改正の概要について

◆「介護医療保険料控除」の新設

現行の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障に係る保険料について「介護医療保険料控除」が新設されます。

◆「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」の控除適用限度額の変更

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」の適用限度額が、それぞれ現行の所得税5万円・個人住民税3.5万円から、それぞれ4万円・2.8万円に変更され、新設される「介護医療保険料控除」も同額として設定されます。

◆制度全体の控除適用限度額の変更

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」をあわせた全体の適用限度額が所得税12万円に拡充されます。（個人住民税は現行どおり7万円のまま変更はありません。）

◆保険料控除対象外となる特約などの保険料の取扱

「新制度」では、**災害死亡給付特約**など身体の傷害のみに基因して保険金等が支払われる特約などに係る保険料は生命保険料控除の対象外です。このため実際の払込保険料と生命保険料控除証明書の金額が異なる場合があります。

◆払込保険料の各保険料控除への分類

「新制度」では、主契約、特約の各保険料について、以下のようにその保障内容によって各保険料控除に分類されます。

- 一般生命保険料…生存又は死亡に基因して一定額の保険金・その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料

例：初期死亡保険金抑制型一時払終身保険、終身保険、通貨指定型個人年金保険など

- 介護医療保険料…入院・通院等にとまなう給付部分に係る保険料

例：がん診断特約など

- 個人年金保険料…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料

現在、個人年金保険料税制適格特約が付加可能な個人年金保険の取扱はございません。

※死亡保障と介護・医療保障を兼ねた保険商品（「組込型保険」といいます。）は、一定の条件に基づき「一般生命保険料」または「介護医療保険料」のいずれかに分類されます。（現在、「組込型保険」商品の取扱はございません。）

《新・旧制度比較と各保険料控除の適用限度額》

「旧制度」		「新制度」	
一般生命保険料控除		一般生命保険料控除	
適用限度額	所得税	5万円	<u>4万円</u>
	個人住民税	3.5万円	<u>2.8万円</u>
個人年金保険料控除		個人年金保険料控除	
適用限度額	所得税	5万円	<u>4万円</u>
	個人住民税	3.5万円	<u>2.8万円</u>
		生命保険料控除対象外	
		身体の傷害のみに基因して保険金等が支払われる特約等に係る保険料は、生命保険料控除の対象外です。	
制度全体の適用限度額		制度全体の適用限度額	
適用限度額	所得税	10万円	<u>12万円</u>
	個人住民税	7万円	7万円

2. 適用される改正後の生命保険料控除制度について

平成24年1月1日以後、ご契約に適用される適用制度は以下のとおりです。

「旧制度」適用対象	・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料等
「新制度」適用対象	・平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料等 ・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等のうち、平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加(※)等により契約内容が変更された保険契約等に係る変更時点からの保険料等

(※) 保障がない特約(指定代理請求特約など)や身体の傷害のみに基因して保険金等が支払われる特約(災害死亡給付特約など)のみの中途付加は除きます。

3. 控除額の計算方法について

「旧制度」、「新制度」での所得税・個人住民税の生命保険料控除額は以下のとおり算出します。

◆所得税の生命保険料控除額

「旧制度」 (「一般」、「年金」それぞれに適用)		「新制度」 (「一般」、「年金」、「介護医療」それぞれに適用)	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
100,000円超	一律50,000円	80,000円超	一律40,000円
「一般」、「年金」あわせて10万円が限度		「一般」、「年金」、「介護医療」あわせて12万円が限度	

◆個人住民税の生命保険料控除額

「旧制度」 (「一般」、「年金」それぞれに適用)		「新制度」 (「一般」、「年金」、「介護医療」それぞれに適用)	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
70,000円超	一律35,000円	56,000円超	一律28,000円
「一般」、「年金」あわせて7万円が限度		「一般」、「年金」、「介護医療」あわせて7万円が限度	

◆「新制度」・「旧制度」が適用される保険契約の双方にご加入されている場合

「新制度」が適用される保険契約と「旧制度」が適用される保険契約の双方にご加入の場合、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」については、各保険料控除ごとに以下のいずれかを選択することができます。

- 「新制度」適用契約に係る控除額
- 「旧制度」適用契約に係る控除額
- 「新制度」適用契約と「旧制度」適用契約の双方について保険料控除を受ける場合の控除額
(ただし、「新制度」の適用限度額が適用されます。)

《控除額算出のフローチャート》

